

平成22年（2010年）8月27日

姫路市長
石見利勝様

姫路市情報公開審査会
会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

姫路市長より平成21年12月28日付けで諮問を受けた下記の公文書の部分公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「名古山靈苑西南塔進入路設置工事の積算書（金入り設計書）」

別紙

答 申

1 審査会の結論

「名古山靈苑西南塔進入路設置工事の積算書（金入り設計書）」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、表紙に記載された設計金額は公開すべきであり、その余の部分は非公開が妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成21年12月3日、異議申立人は、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条に基づき、実施機関に対し、本件公文書の公開請求を行った。
- (2) 平成21年12月17日、実施機関は、本件公文書中の金額、単価及び歩掛りに関する部分が条例第7条第5号に該当する旨の本件処分を行った。
- (3) 平成21年12月21日、異議申立人は本件処分を不服として異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 「金入り設計書」は、兵庫県の単価及び歩掛り等を使用して作成し、かつ、兵庫県においては、これらの数値を公表している。実施機関は、金入り設計書から単価及び歩掛け等を抜いた「金抜き設計書」を配付しているが、「金入り設計書」は公知である情報を組み合わせた行政文書であり、単価及び歩掛け等を公表しても、業者は見積努力を怠ることはない。

イ 公共事業は市民の税金で成り立っているもので、適正な価格で設計しているのかどうか、設計ミスがないのかどうか市民がその内容を確認する権利がある。

ウ 単価は変動しているから公開しても入札事務に影響はしない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書部分公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書は、資材等の設計単価、各工種の施工単価等及び当該工事の設計金額が記載されており、予定価格算出の根拠となるものであり、単価、歩掛り及び経費に関する係数（以下「単価等」という。）は公表していない。そのため、本件公文書が公開された場合、公開された数字を基に今後行われる同種の工事における設計金額が類推可能な状況になり、必然的に予定価格も類推できるものと考えられる。また、建設工事の入札においては、失格の判断として用いる最低制限価格を設定しているが、その価格は設計の内訳を基にした基準となる算定方法を昨年10月より公表しているため、当該最低制限価格についてもかなりの精度で類推可能となる。

その結果、単に設計金額から類推した予定価格、最低制限価格を基にした入札が行われることとなり、建設業者の積算努力を損なわせ、自らの積算における入札を行わず、類推する予定価格を基にした談合、最低制限価格を基にした受注が行われるおそれが生じる。

本来、入札は建設業者自らが施工可能な金額を積上げた結果を入札額とするものであり、設計金額を基に入札額を決定するものではないと考える。しかし、金入り設計書を公開することにより、企業努力も自由かつ適切に行うべき積算を行わなかつた入札参加者が容易に落札する事態が懸念され、品質の確保、安全対策等適切な工事の施工が行われない恐れが生じるだけでなく入札本来の意義が失われることにもなりかねない。

(2) また、入札においては、不適格業者の排除、不正行為の防止の観点から落札業者又は入札参加者に対して、入札額の根拠となる積算内訳書の提出を求めているが、金入り設計書の公開により設計における単価等が明らかになると、業者自らの積算内容の確認ができなくなる。さらに、現在公表していない最低制限価格及び予定価格設定の基準が明らかとなり、本来、入札執行において入札参加者に対して平等・公平であるべき情報の提供に差異が生じ、落札に重大な影響を与えることとなり、入札制度の運用に支障をきたすこととなる。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

実施機関は、非公開の理由として、条例第7条第5号を挙げるので、以下、これの該当性について検討する。

(1) 本件公文書について

金入り設計書は、予定価格を設定するための工事費を計算した書類であり、設計金額が記されている表紙、総括情報表、内訳表、明細表、代価表及び単価表で構成されている。

予定価格は契約を締結する際の上限価格であり、落札金額を決定する基準となる価格である。

単価表は工事における個々の作業の単位当たりの金額を表すもので、例えば、コンクリートを1m³打つのに要する費用である。代価表は単価表と同様のものであり、明細表は作業種別ごとの金額を表すもので、個々の作業ごとに数量と単価を掛け算して計算している。内訳表は明細表をまとめたものであり、明細表の金額の合計に諸経費、消費税を足して工事費を計算している。

また、歩掛りとは、ある作業を行う場合に、労務者が何人必要か、機械を何時間運転するかなどの数値である。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

ア 本市の契約課での入札においては、入札の透明性・公平性を図るため、予定価格は公開されており、予定価格は設計金額を基に設定される。

実施機関は、以後実施される同種の工事における設計金額が類推可能な状況になると必然的に予定価格が類推できるため、設計金額を非公開にすると主張しているが、予定価格が公開されている現状では、表紙に記載された設計金額はほぼ推測がつくものと考える。

イ 本件公文書に使用される単価等について、異議申立人は公知であると主張するが、これらは公知ではなく、どのような積算根拠を使用するのかは、実施機関の裁量によるものである。そのため、公開された場合、これらの数値を使用することにより、以後実施される同種の工事の単価等が類推可能な状態になると考えられる。また、実施機関が使用する単価等を推測できなくなるには、どの程度の期間を要すればいいのか一律的に明確に区切ることは相当困難であると解される。

さらに、自ら積算を行わない業者が容易に落札する事態も考えられ、品質の確保、安全対策等適切な工事の施工が行われない恐れが生じる。また、不適格業者の排除、不正行為防止の確認ができなくなるとの実施機関の説明は認めら

れる。

ウ 一方、異議申立人は、実施機関が単価等を公開しても業者が見積努力を怠ることはないと主張するが、過去の情報を明らかにすることが、必ずしも業者の積算能力向上に貢献するとの根拠は乏しい。

エ よって、設計金額を除く金額、単価及び歩掛りに関する部分については、条例第7条第5号に規定する市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められる。

(3) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、表紙に記載された設計金額の公表については、「公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律」及び「同法施行令」に規定する契約締結後が望ましい。また、非公開の情報についても、入札制度改革によって談合のおそれがなくなるなど、入札制度に支障がないと判明した場合には、実施機関は本件公文書の公開を検討すべきであると考える。

(参考)

審　査　の　経　過

年　月　日	審　査　会	経　過
平成 21 年 12 月 28 日	_____	・実施機関からの諮問書の提出
平成 22 年 3 月 17 日	_____	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 22 年 3 月 30 日	_____	・異議申立人からの意見書の提出
平成 22 年 5 月 7 日	平成 22 年度第 1 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 22 年 5 月 21 日	平成 22 年度第 2 回	・異議申立人からの意見の聴取 ・審査
平成 22 年 6 月 25 日	平成 22 年度第 3 回	・審査
平成 22 年 7 月 30 日	平成 22 年度第 4 回	・審査
平成 22 年 8 月 23 日	平成 22 年度第 5 回	・審査
平成 22 年 8 月 27 日	_____	・答申